平成23年度国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援事業による 奨励留学生募集要項

1. 目的

本支援事業は、国立大学法人お茶の水女子大学創立120周年記念事業国際交流振興基金により 実施するお茶の水女子大学120周年記念桜蔭会国際交流奨励賞の事業の一環として、海外の先端的 研究者との交流・共同研究を通して研究の一層の充実向上のために海外研修を希望する者に奨励留学 生として基金から「国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」を授与し、もって若手女性 研究者支援に寄与することを目的とする。

2. 応募資格

- 1. 本学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程在学者又は人間文化研究科博士後期課程在学者(休学して留学する者を除く。)
- 2. 本学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程修了者若しくは単位修得退学者又は人間文化研究科博士後期課程修了者若しくは単位修得退学者で、研究を継続中の者(常勤の職員を除く。)

3. 募集人数及び奨学金額

(1) 募集人数

年間1名ないし2名

(2) 奨学金額

上限200万円

注. 上記の「応募資格 1.」以外の者が、海外で学生の身分を持たない場合は、奨学金が一時所得として総合課税の対象として取り扱われるので、後日、数万円の所得税を税務署に納入すること。

4. 留学期間

海外での留学期間は、平成23年10月から平成24年9月までの間に留学を開始し、原則として 1年以上であること。

5. 応募書類

- (1) 平成23年度「国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」申請書(様式指定)
- (2) 指導教員等の推薦書(様式任意)
- (3) 海外留学先の受入機関の承認書(様式任意)
- (4)研究業績一覧表(様式任意)
- 6. 応募受付締切日

平成23年6月20日(月)必着とする。(郵送可)

7. 選考及び選考結果通知

(1) 選考

選考は、審査委員会にて行われ、役員会の議を経て、学長が採否を決定する。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、国際・研究機構長から申請者宛てに通知する。

通知時期:平成23年8月上旬(予定)

8. 審查方針

以下の観点から審査を行う。

- (1) 若手女性研究者の育成に寄与するものであること。
- (2) 海外の先端的研究者との交流・共同研究の促進に寄与するものであること。
- (3) 本学の教育・研究水準の向上に資するものであること。

9. 報告書の提出

奨励留学生は、留学期間終了後、1か月以内に報告書(様式任意、支出経費の明細報告を含む)を国際・研究機構長宛てに作成し、国際交流チーム国際交流係に提出する。

10. 採用の取消等

応募内容に虚偽の記載があった場合には、申請を無効とする。

本奨学金が対象外の経費に充てられたことが判明した場合、研究計画等を許可なく変更した場合及び書類提出期限を守らない場合には、奨学金額の減額や採用の取消しをすることがある。

11. その他の注意事項

他の奨学金、助成金等を併せて受給する場合、応募不可とする。

12. 応募書類送付先及び照会先

お茶の水女子大学国際交流チーム国際交流係

Tel: 03-5978-5722 FAX:03-5978-5951

Mail: ryu@cc.ocha.ac.jp

本募集要項及び様式は、本学ホームページに掲載しています。

http://www.ocha.ac.jp/intl/researcher.html